

国内およびアフリカ等開発途上国（以下「海外」）において、医療・健康の向上に貢献する事業を行っている非営利団体に対し、その事業を支援します。2017年度も助成金を申込む団体を下記の要項により募集します。

なお、助成の可否は専門家からなる審査委員会において決定されます。

1. 助成金名

医療・健康向上貢献事業助成金

2. 助成対象団体

公益事業として国内および海外の医療・健康向上に貢献する事業を継続して行っている下記の法人格を有する団体

- ・公益法人（社団/財団）、認定NPO法人、NGO法人、海外の医療機関等

3. 助成対象事業

医療教育、医療普及啓発活動、検診/患者支援の促進等、医療・健康の向上に貢献する国内の事業（対象疾患が明確なもの）。海外での感染症対策、公衆衛生教育等の向上に貢献する事業や医療の質の向上、疾病対策等に貢献する事業等。但し、採択より1年以内に開始できる事業に限ります。直接社会に貢献できる事業を支援します。

4. 採択件数および募集期間

- ・年間助成件数は国内・海外合わせて12件とします。
- ・募集期間は2017年7月10日から2017年10月31日までとします。

5. 助成金額

助成対象事業1件当りの助成金額は100万円とします。

6. 助成金の使途

- ・助成金の使途は対象事業での直接的に必要な経費とします。
- ・但し、職員の人件費は不可とします。

7. 助成期間

理事会承認後の翌年度1年間(4月～3月)とします。

8. 申請方法

- ・以下よりダウンロードした専用の申請書に必要事項を記載し提出して下さい。受付は募集期間内で随時とし、提出方法は、まずメールにて申請頂いた後、原本を郵送下さい。メールへの電子ファイルの貼付は申請書のみとします。
 - ・海外事業の場合は、必ず日本国内における連絡先を記載して下さい。
（例えば、申請団体における日本のブランチ、関係のある日本の公益法人（社団/財団）、認定NPO法人、NGO法人、医療機関等）。
- ※必要に応じて連絡することがあります。

[● 申請書ダウンロード - 103KB](#) 

9. 審査方法

専門家による審査委員会にて、審査チェックポイントに則り、事業内容、公益性、社会的貢献度等を審査

し、理事会が決定します。

10. 採否の通知

理事会承認後、年内に採否通知を行う予定です。

11. 助成金の交付

助成決定後、指定された銀行口座に一括送金します。

12. 実績の報告

助成金を受けた団体は、期間終了後3ヶ月以内に事業実績報告書（収支報告も含む）の提出が必要です。

13. その他

- (1) 助成金受給者は申請書記載の代表者氏名、申請機関名、プロジェクト名が当財団ホームページに公表されます。
- (2) 提出された申請書は返却しません。
- (3) 選考の経緯については開示しません。
- (4) 助成決定後、事業内容、実施方法等変更がある場合は、速やかに当財団までご連絡下さい。変更内容により、助成継続を判断させていただきます。
- (5) 助成金を目的外に使用したり、虚偽の報告を行った場合には助成金の返還を求めることがあります。

<照会・送付先>

公益財団法人 テルモ生命科学芸術財団

担当：渡辺、加藤

〒259-0151 神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1500

TEL：0465-81-4236 FAX：0465-81-4237

e-mail：zaidan@terumo.co.jp